

空き家情報バンク制度物件登録申込書

記入日

年 月 日

（申込先）上田市長

住所

氏名

電話番号

メールをお使いの方は電話番号の下に
メールアドレスも記載してください。

上田市空き家情報バンク制度実施要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申し込みます。なお、申込みの内容を確認するために私の固定資産課税台帳等を閲覧することについて同意します。

1 契約交渉の形態については、次の方法を選択します。（いずれかの□欄にレ印を記入してください。）

☒ 直接型 契約交渉に係る全てについて、自ら責任をもって行います。

☐ 間接型 契約交渉に係る全てについて、市が媒介等に関する協定を締結している者へ依頼します。また、媒介等を行う者への情報の提供を承諾します。

2 登録した空き家に関する情報について、個人情報を除き、市の管理するホームページ等で公開することを承諾します。

3 私は、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はそれらの者と密接な関係を有する者のいずれでもありません。

自動車運転免許証かマイナンバー（ただし、
顔写真と住所が記載されている面のみ）

4 関係書類

(1) 登録希望物件の所有者等であることを証明できる書類の写し

(2) 土地・家屋・償却資産名寄帳又は固定資産税の納税通知書写し

納税通知書がなく、名寄帳の郵送申請をする場合は、
税務課（0268-23-8240 か 8245）へお問い合わせください。

確認事項（以下の項目を確認し、確認後に□欄にレ印を記入してください。）

☒ 1 上田市は、空き家等に関する交渉、売買又は賃貸の契約等には一切関与しません。

☒ 2 間接型は、宅地建物取引業法の適用を受けます。また、間接型には、宅地建物取引業法に規定する範囲内での報酬が発生します。

☒ 3 上田市は、物件登録希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用登録を拒否することができます。

(1) 物件所有者等の都合により、著しく登録手続きが停滞した場合

(2) 物件登録希望者が自己都合による登録手続きの停滞を無視して、上田市に対し一方的に登録を強要した場合

☒ 4 空き家情報バンク制度により空き家が物件登録された後も、当該空き家が売買又は賃貸による契約成立となるまでは、物件所有者等が維持管理責任を負います。

注 申込みによって知り得た個人情報は、契約成立後の状況調査その他本制度の目的以外に利用しません。